

社会保険等未加入対策に係る事務取扱マニュアル

建設産業では、下請業者を中心に、法令により加入が義務付けられている社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入しない業者が多数存在しており、このことは、技能労働者の処遇の低下など就労環境を悪化させ、建設産業自体の持続的発展を妨げる一因となっている。

については、技能労働者の処遇を向上し、建設業者の持続的な発展に寄与するため、元請業者（受注者）に対し、社会保険等未加入業者との一次下請契を禁止することとする。

1. 概要

令和元年10月1日以降に佐倉市（上下水道部を含む。以下同じ。）が発注する設計金額130万円超の建設工事について、受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を認めないこととする。

一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることを確認した場合、市の指定した期間内に受注者から発注者に当該一次下請業者が社会保険等に加入した事実を確認できる書類を提出しなければ、受注者に指名停止等の措置を講じる。

2. 社会保険等未加入建設業者の定義

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1号の許可を受けて建設業を営む者で、次のいずれかの届出の義務を履行していない者（届出の義務のない者を除く。）をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3. 対象となる工事

佐倉市が発注する設計金額130万円超の建設工事（随意契約も含む。）

4. 対象となる下請業者の範囲

建設業許可を有する下請業者（一次下請に限る。）

5. 社会保険等加入状況の確認方法

監督員は、受注者から提出される施工体制台帳の『健康保険等の加入状況』欄により確認する。健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）のすべての加入状況が『加入』又は『適用除外』となっていれば、

社会保険等未加入建設業者に該当しないものとする。

6. 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の締結を確認した場合の対応
- (1) 事業担当課長は、様式1に施工体制台帳の写しを添付し、速やかに契約担当課長に報告する。
 - (2) 当該工事の監督員は、受注者に対し、様式2により、当該社会保険等未加入建設業者に未加入の社会保険等について届出の義務を履行させ、その確認書類を指定の期間（原則として30日以内）内に提出する旨の通知をする。
 - (3) 受注者は、(2)で指定した期間内に、様式3に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等の届出の義務を履行したことが確認できる書類を添付して、監督員に提出する。
なお、受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が「2. 社会保険等未加入建設業者の定義」に規定する届出の義務を有していないことを確認した場合は、前段の書類に替え、様式4を監督員に提出する。
また、受注者が、当該社会保険等未加入建設業者との一次下請契約に基づく履行が全く行われていない状況で、当該契約を解除した場合は、受注者は、前2段の書類に替え、新たに施工体制台帳及び一次下請契約の解除合意書の写しを監督員に提出する。
 - (4) 事業担当課長は、(2)で指定した期間内に(3)の書類の提出がされなかったときは、様式5により書類が未提出であった旨、契約担当課長に報告する。また、(2)で指定した期間内に(3)の書類が提出されたときは、様式6に当該書類の写しを添付し、書類の提出があった旨、契約担当課長に報告する。
 - (5) 契約担当課長は、事業担当課長から書類が未提出であった旨の報告を受けたときは、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、受注者に指名停止措置を行うとともに、当該社会保険等未加入建設業者の建設業に係る許可権者に通報する。
 - (6) 当該工事の監督員は、佐倉市工事成績評定要領に基づき、工事成績評定の減点を行うものとする。

7. 社会保険等の届出の義務を履行したことが確認できる書類

受注者が提出すべき「社会保険等の届出の義務を履行したことが確認できる書類」の一例として、次の書類が挙げられる。

- (1) 健康保険及び厚生年金保険
 - ア 保険料の「領収証書」
 - イ 「社会保険料納入証明書」
 - ウ 「健康保険・厚生年金保険新規適用届」（年金事務所の受付印のあるもの）

(2) 雇用保険

- ア 保険料の「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
- イ 「雇用保険適用事業所設置届」(ハローワークの受付印のあるもの)

8. 罰則

受注者が一次下請契約をした社会保険等未加入建設業者について、市の指定する期間内に、受注者から当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等の届出の義務を履行したことが確認できる書類の提出がない場合の受注者に対する措置は次のとおりとする。

(1) 指名停止

佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領別表1第7号(契約違反)該当(指名停止期間2週間以上4か月以内)

(2) 工事成績の減点

指名停止期間により-10点(2週間以上1か月未満)から-20点(3か月以上)

(3) 建設業許可行政庁への通報

附 則

このマニュアルは、令和元年8月29日から施行する。

附 則(令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

このマニュアルは、令和3年4月1日から施行する。